

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月から5年7月まで
② 平成6年3月から同年5月まで

申立期間①について、20歳になった時、年金保険料の納付書が届いたことから、A駅付近のB銀行C支店若しくはD区役所にて保険料を納付した。母親からは将来必ず役に立つからと言われていたので間違いなく保険料を納付した。

申立期間②について、勤務していた事業所の経営が危うくなり、女子社員2名で退職した。E区役所に出向き、国民年金、国民健康保険の手続を行った。手続が複雑だったので、記憶に残っている。

以上のことから、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成6年3月及び同年4月については、申立人は国民年金の第一号被保険者であり、厚生年金保険に加入するなど国民年金の資格を喪失する理由も見当たらない上、社会保険庁の記録を前提としても事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められることから、当該期間については保険料が納付されていたものと認められる。

また、申立期間②のうち、平成6年5月については、その直前の同年3月及び4月の保険料を納付していたことが確認できる上、申立期間の後は厚生年金保険と国民年金の加入を繰り返しているにも係わらず未納期間が無いことから、この月の保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人自身が加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているものの、加入手続の状況、保険料の納付状況の記憶が

^{あいまい}曖昧である上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 40 年 3 月まで

20 歳の時に村役場で国民年金の加入手続きを行わずと納付してきた。夫婦分を一緒に私が婦人会の集金人に納めていた。夫が納付で私が未納になっている期間があつて非常に驚いている。二人分の保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、20 歳になった時に国民年金の加入手続きを行ったことが、国民年金手帳記号番号払出日より推認でき、転居時も継続して保険料を納付しており、免除期間については追納するなど保険料納付に積極的であることがうかがえる。

また、申立人は、定期的に国民年金保険料を婦人会の集金人に支払っていたとしており、当時、申立人が居住していた地域において集金人制度が存在していたことが確認できる。

さらに、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付日は、社会保険事務所の被保険者記録により確認できる期間はすべて一致していることから、申立人は夫婦一緒に保険料を納付していたことが推認でき、申立期間についても、申立人の夫は納付済みであることから、夫婦一緒に納付していたとみるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年6月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年6月から14年3月まで

勤務していた会社が厚生年金保険料を滞納したため、社会保険事務所に呼び出され、私の厚生年金保険の資格が喪失することになることから、国民年金保険料の納付を勧められた。保険料の未納期間が生じると、将来年金受給額が少なくなると思い、妹にお金を借りて申立期間の保険料を納付したことを記憶している。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所に呼び出され、地図を頼りに同事務所を訪れた際の状況を詳しく記憶している上、国民年金に加入するに当たって、平成14年度分の保険料については免除申請が可能であるが、申立期間については保険料を納付する必要がある旨説明を受けたとしており、社会保険庁の納付記録を見ると、同年4月から10月まで追納加算保険料を納付していることが確認でき、申立内容に不自然なところはない。

また、申立期間は10か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間に至るまで、厚生年金保険の被保険者資格を喪失している期間が9期間あるが、いずれも国民年金保険料を納付しており、申立期間だけ納付しないのは不自然である。

さらに、申立期間の保険料をどのように工面したかについても具体的に記憶している上、納付したと記憶している金額は、当時の保険料額にほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B鉱業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年3月31日から同年4月1日まで

昭和34年3月31日までA社B鉱業所で勤務し、同年4月1日から転勤によりA社C出張所で勤務したが、事務手続の間違いでB鉱業所における資格喪失日が34年3月31日となってしまった。事業主も手続誤りを認めており、記録の訂正を行うため第三委員会へ申立てをするようにとのことであるので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の証言書により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年4月1日にA社B鉱業所からA社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和33年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保存していた申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和34年3月31日とされていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月分の保険料の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和23年12月26日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額については、23年12月は5,400円、24年1月は7,200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間②に係る申立人のA社B工場における資格喪失日は昭和26年6月26日、A社C工場における資格取得日は26年6月26日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月26日から24年2月1日まで
② 昭和25年6月26日から26年6月30日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和16年4月5日にA社に入社し、昭和54年10月1日に退職するまで会社に在職していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、就業証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和23年12月26日に同社D工場から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社D工場に係る昭和23年11月の社会保険事務所の記録から23年12月は5,400円、A社B工場に係る

24年2月の社会保険事務所の記録から24年1月は7,200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、給与明細書、就業証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社B工場及びC工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管しているA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は「6月26日」と記載されているものの、年代については判読することができないが、社会保険事務所が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の資格喪失日が「26年6月26日」と記載された後に「25年6月26日」と訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人の次の転勤先であるA社C工場における資格取得日が昭和26年6月26日であることを考えると、申立人はA社B工場において、同社C工場における資格取得日と同日の26年6月26日に資格喪失したと考えることが妥当であることから、申立期間②については、被保険者名簿の資格喪失年月日が「26年6月26日」と記載されていたところ、誤って「25年」と判読された可能性が高いものと思われる。

加えて、社会保険事務所が保管している申立人の次の転勤先であるA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日を「26年6月26日」と読み取ることができるが、「30日」と訂正されていることが確認できる。しかし、同名簿の備考欄は空欄となっていることから、訂正された理由が不明であり、変更された合理的な理由も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和26年6月26日にA社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社C工場に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 26 日から 46 年 5 月 19 日まで
中学卒業後、2つの事業所に勤務した。私は満足に読み書きができないため、字を書かなくてもよい仕事に就いていた。昭和 46 年 3 月末に結婚退職し会社の寮を引き払う際に、今までの給与は受け取ったが退職金はもらわなかった。私は脱退手当金の制度を知らなかったし、また、会社からも説明を受けなかった。

脱退手当金を支給されたことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は昭和 46 年 7 月 29 日に支給されたことになっているが、請求期間の最終事業所を同年に退職した脱退手当金受給権者 10 人のうち、脱退手当金を支給した記録になっているのは申立人のみであり、また、申立人が退職した年の前後の年においても退職者の大部分に支給記録は見当たらない上、退職時に脱退手当金に関する説明はなかったとの元同僚の証言から判断すると、申立人の委任に基づいて事業主が代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は同年 4 月 4 日に結婚し、改姓していること、及び申立人の、読み書きが満足にできず申立人が単独で裁定請求書を作成することは困難であるという主張は信用できることから判断すると、申立人自身が脱退手当金を請求したとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月、同年 3 月、56 年 6 月から同年 8 月までの期間、58 年 3 月から 59 年 3 月までの期間、60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間及び平成元年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 56 年 6 月から同年 8 月まで
③ 昭和 58 年 3 月から 59 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで
⑤ 平成元年 3 月

昭和 41 年当時、私は夫と共に実母と A 区で同居しており、母が自宅を訪れる A 区役所の年金徴収担当の女性職員に毎月か 2 か月に一度自分の保険料と一緒に私と夫の保険料を支払っていた。母とは昭和 50 年以降に別居したが、その後も母が母宅を訪れる職員に保険料を納めてくれていた。

申立期間②から⑤については、A 区役所の職員に未納がないと聞いていた。

そのうち、申立期間⑤については、自宅に納付書が送付されてきて自分で区役所に納めに行った記憶がある。

それらの期間が未納となっているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 41 年 4 月ころに申立人夫婦の番号が連番で払い出されていることが確認でき、同居していた申立人の母親が、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったことは推認できるが、社会保険事務所で保管している国民年金被保険者台帳によると、申立人夫婦の保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親の当該期間は納付済みであるものの、申立人夫婦の国

民年金保険料は未納である。

また、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

申立期間②及び③については、社会保険事務所の被保険者記録により、国民年金第1号被保険者への種別変更が平成3年1月18日にさかのぼって行われていることが確認でき、それまでは、国民年金の未加入期間であることから保険料を納付することはできず、また、種別変更により第1号被保険者期間となった当該日においては既に時効により納付することはできない。

申立期間④及び⑤を含む昭和63年10月から平成元年3月の期間については、申立人が区役所を訪れたと推認できる平成3年1月の時点では国民年金の第1号被保険者期間であったものの、申立期間④は同日において、時効により納付することはできない上、納付したことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらず納付していたとは考え難い。

一方、種別変更が行われた平成3年1月18日の時点において、昭和63年10月から平成元年3月の期間は、過年度保険料の納付は可能であり、納付されていることが社会保険事務所の被保険者記録により確認できる。

しかし、申立期間⑤の平成元年3月分の保険料については、時効が経過した後納付されたため、社会保険事務所において3年5月22日に過年度保険料の7,700円を還付決定し、同年6月20日に申立人あての送金通知書を作成していることが社会保険事務所の被保険者記録により確認できる。また、還付請求者記録欄に申立人の氏名、住所及び指定金融機関名が記録されており、これらの記録に不合理な点はなく、他に申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から2年3月までの期間及び平成2年5月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものとは認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成元年11月から2年3月まで
② 平成2年5月から4年3月まで

平成元年3月にA村からB市へ転居しパート勤務で生計を立てていた。翌年3月に離婚したがその後もパート勤務は続けた。国民年金保険料は最初の何か月かは支払っていなかったと思うが、その後、毎月市役所で支払った。納付書や領収書のようなものは何もなかった。国民年金の窓口で名前と住所を告げて支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市へ転居後に同市役所の窓口で保険料を納めていたと述べているが、同市への転入届出は平成2年5月に行っており、その時点において①の期間は過年度保険料となる上、転入の届出前に国民年金保険料を同市役所の窓口で納めることは考えにくい。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、毎月B市役所の窓口で現金で納めたとしているが、納付金額や納付した窓口の場所等の記憶が曖昧であり、当時の国民年金保険料の納付は納付書によるものであったことから、納付書も領収書も無かったとするのは不自然である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から51年11月まで

私は、結婚当初、子供を通しての付き合いで、近所の主婦の方たちから国民年金の情報を得ました。また、会社に勤務していた私の友人が度々来てくれて、その友人の勧めで国民年金に加入し、保険料を納付した。当時A銀行B支店で、国民年金保険料を納付書により納付していた。早急に対応していただき、年金支給を受けられるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和41年11月ころ、国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は52年11月1日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、A銀行B支店において納付書により保険料を納付したと主張しているが、C市によると、国民年金保険料が納付書により納付できるようになったのが、昭和48年4月以降となっているため、申立人の納付方法や納付時期の説明には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 4 日から同年 9 月 1 日まで

私は、新聞の求人広告により、A社に応募し、採用された。入社後3日間程、同社の部長から会社の業務内容、商品説明、顧客に接する心得等を指導してもらい、営業活動に出た。厚生年金保険に加入していないことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に勤務していたことは推認されるが、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和41年4月から同年10月までの間において、申立人の氏名を確認することはできないほか、同期間において、健康保険の整理番号にも欠番はないことが確認できる。

また、申立期間当時、同社は試用期間については厚生年金保険の手続を行っていないと考えられ、当時一緒に勤務していた申立人の同僚のうち、厚生年金保険に加入していない者も確認でき、社員の全てが入社日からすぐに厚生年金保険に加入していたわけではないことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している同社の昭和38年11月から40年7月までの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、入社後すぐに加入手続きをしていたわけではなく、さかのぼって手続を行っていたことが見受けられる。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで
② 平成 10 年 12 月 1 日から 14 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 4 月から 48 年 7 月までの間、A 会社で勤務し、平成 10 年 12 月から 14 年 5 月までの間、B 会社で勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録がない。A 会社では同僚に C 氏が、B 会社では同僚に D 氏及び E 氏がいた。両社とも間違いなく在籍していたので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 会社及び B 会社に勤務していたことは、元同僚及び事業主の証言から推認することができる。しかし、申立人が両社に勤務していた期間について、元同僚や事業主から明確な証言が得られない上、両社の事業主から申立人は厚生年金保険に加入していなかった旨の証言が得られた。

また、社会保険庁の記録では、両事業所における申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録がなく、申立期間当時の健康保険の整理番号にも欠番が確認できない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が控除された事実を確認できる給与明細書等の関係資料等が無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。